

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月13日（月）午前8時58分から午前9時54分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第17号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第18号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第19号 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第20号 山江村農用地利用集積計画（第4次）に対する意見決定について
 - 日程9 議第21号 山江村農用地利用集積等促進計画（第2次）に対する意見決定について

日程10	その他
日程11	今後の行事
日程12	閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和6年5月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」本日は会長が欠席であるため会長職務代理者がご挨拶を申し上げます。

会長職務代理者

(会長職務代理者挨拶)

事務局長

次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

ないですか。それでは、次にまいりたいと思います。日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長職務代理者にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は7番農業委員、8番農業委員によりしくお願いいたします。

議長

次に日程5、議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第17号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和6年5月13日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定によります所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇区の方、譲受人も〇区の方でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっております。総面積が194㎡でございます。総額は記載のとおり

となっており、経営計画等の内容等につきましては、記載のとおりとなっております。3ページが申請書の写し。4ページから5ページまでに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、6ページの調査書のとおりとなっておりますのでご覧ください。なお、現地調査につきましては、譲受人と担当農業委員と担当推進委員と共に5月7日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をさせていただきます。

それでは説明いたします。5月7日9時45分から、譲受人の方、担当推進委員、事務局長、そして私の4名で行っております。(場所について説明)現地は少し荒れていますが機械を入れて整地するということでございます。後は野菜を栽培するということでした。またすぐ隣に新築されるということで迷惑をかけないようにしたいと言っておられました。以上、審議の程よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。農業委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないということで、それでは採決をいたします。

議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手ということで、議第17号は原案どおり決定いたします。

議長 次に日程6、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第18号についてご説明いたします。総会資料の7ページをお開きください。議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和6年5月13日提出、山江村農業委員会会長。8ページをお開きください。農地法第3条の規定によります所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇区の方、譲受人も〇区の方でございます。親子関係でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が3,741㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容等につきましては、記載のとおりとなっております。9ページから10ページが申請書の写し。それから、11ページから15ページが位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、16ページの調査書のとおりとなっておりますのでご覧ください。なお、現地調査につきましては、譲渡人、譲受人、A地区担当農業委員、B地区担当農業委員とA・B地区担当推進委員及びC地区担当農業委員、C地区担当推進委員ということで、ちょっと調査箇所がですね広くございましたので、今回は数ヶ所を別々に5月7日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、初めにA地区担当農業委員、次にB地区担当農業委員、その次にC地区担当農業委員から補足説明をお願いしたいと思います。
それでは、最初にA地区担当農業委員よろしくをお願いいたします。

A地区担当農業委員 はい。5月7日午前9時25分頃、現地におきまして、まず寺の下の〇〇番地という所になりますけれども、こちらの方の現地確認をいたしました。私と担当推進委員とご本人と受けられる両名の方で立会いをいたしました。圃場は例年、耕作をされておまして現在も委託で作付けをされているというような状況でございました。特に問題はないと思われました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

B地区担当農業委員 それでは、私から説明をいたします。
私の方も5月7日9時35分より譲渡人そして譲受人の方、そして担当推進委員、事務局長、私と5名で行っております。この件につきましては、親から子に所有権を譲るということでありますので、何ら問題もないかと思っておりますので、審議の程をよろしく願いいたします。

議長 次にC地区担当農業委員により、お願いいたします。

C地区担当農業委員 はい。5月7日午前10時15分より立会いを行っております。(場所について説明)。現況写真は、ページで言いますと15ページになります。耕作をされておられません、現状維持ということをおっしゃっておられました。内容は、A地区担当農業委員、B地区担当農業委員が言われたとおりであります。以上です。

議長 続きまして、同様に立会いましたA・B地区担当推進委員、C地区担当推進委員から何かありませんでしょうか。

A・B担当推進委員 ありません。

C地区担当推進委員 ありません。

議長 はい。分かりました。それでは、担当の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、ないですか。

(なしの声)

議長 推進委員の方。

(なしの声)

議長 ありませんか。再度、農業委員の方。

(なしの声)

議長 はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員 最後の油免ていうところの調査はされていないんですか。

事務局長 先ほどですね、ちょっとお話をしましたとおり、今回、贈与ということでございましたけれども、全部をですね見た時に、ある程度の所を絞って見ておりますので、そこはちょっと外しております。以上でございます。

議長 分かりましたか。

〇〇推進委員 はい。

議長 それでは、他にないということで、採決をいたします。
議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第18号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程7、議第19号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは議第19号について説明をいたします。総会資料の17ページをお開きください。議第19号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和6年5月13日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、18ページをお開きください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから、「第2種農地」ということで判断しております。20ページから21ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員、担当推進委員と共に5月7日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。5月7日午前10時より立会いを行っております。立会いは譲渡人、譲受人は欠席をされて代理の方で行政書士の方が出席をされております。それと事務局長、担当推進委員と私で行っております。(場所

について説明)。これは去年の10月くらいだったかと思うんですけど、農振除外で議題に上がっております。そこで許可を得て今回、上がってきた案件となります。住宅を建てられると。今、人吉に住まわれておりますので山江村の住民が増えるということを考えますと喜ばしい事と考えております。以上です。

議長 続きまして、同様に確認を行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長 はい。再度、農業委員の方、ありませんね。

(なしの声)

議長 特にないようでございますので、それでは、採決をいたします。議第19号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手ですので、議第19号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程8、議第20号「山江村農用地利用集積計画（第4次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第20号について説明いたします。総会資料の22ページをお開きください。議第20号「山江村農用地利用集積計画（第4次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画（第4次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項

の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年5月13日提出、山江村農業委員会会長。23ページから24ページが意見書の写しとなっております。それから、25ページが総括表となっております。26ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は10年から15年、それから公社と借り手も10年から15年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は2件で、総面積は1,087㎡でございます。28ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております、26ページの詳細が記載されております。筆数、賃料が記載されておりますのでご確認をお願いします。戻っていただいて27ページの利用権の設定等状況一覧表でございます。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは、新規設定が1件と再設定が1件でございます。案件の総面積が19,489㎡でございます。合計の4件、20,576㎡が今回の集積となります。

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の29ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して村内の有限会社の方でございます。30ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社が10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。32ページから33ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに5月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。5月7日午前9時10分頃、担当推進委員、事務局長と私の方で立会いをいたしました。貸し手、借り手、双方立会いをいただいております。貸し手の方が、親戚の方も2名来ておられましたので、双方で立会の確認ということで行っております。こちらの方は果樹を作っておられまして、そのまま継続して耕作を行うということでございました。特に問題はないというふうに感じております。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。続きまして、同様に確認をいたしました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、ないということでございますので採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手ということで、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。以上です。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

〇〇推進委員退席（9時25分）

議長

それでは、説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の34ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。35ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は15年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。36ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は15年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。37ページから38ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに5月7日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。5月7日午前9時より現地におきまして、担当推進委員、私と事務局長、それに貸し手の方、借り手の方、双方立会いのもと現地確認をしました（場所について説明）。現状は果樹を作付けされるということでした。実際、新植を行っておられますので特に問題はないというふうに思います。以上です。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんか。

（なしの声）

議長 推進委員の方。

（なしの声）

議長 はい。ないということですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 はい。全員挙手でございます。新規設定1件1筆分について原案どおり決定いたします。

〇〇推進委員着席（9時28分）

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の39ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農

業公社を介して村内の有限会社の方でございます。40ページをお開きください。(申請内容について説明)。41ページから42ページまでに地籍図・現況写真を、43ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに5月7日に行っております。以上でございます。

議長 はい。ありがとうございます。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。こちらの圃場につきましては、先ほどの利用権設定の部分と隣接地でございます。立会いも同時に担当推進委員と行っております。現地立会いにつきましても、貸し手、借り手、双方の立会いということでございまして、内容的には先ほどの案件と同じということで、特に問題はないというふうに思っております。以上です。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい、ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に参ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 推進委員の方。

(なしの声)

議長 特にないようでございますので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権及び使用貸借権の再設定1件23筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権及び使用貸借権の再設定 1 件 2 3 筆分について説明をいたします。総会資料の 4 4 ページをお開きください。賃借権及び使用貸借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手は〇区の方でございます。4 5 ページから 4 7 ページをお開きください。(申請内容について説明)。4 8 ページから 5 4 ページまでに地籍図・現況写真を、それから 5 5 ページに調査書を添付しております。今回は、再設定分ということでございますので現地調査を行っておりませんが、事務局において主な箇所のみ現地確認を行っております。(場所について説明)。いずれにしましても、野菜とか粟栽培、稲作の準備をされておりました、適切に管理をされているということで判断しております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、推進委員の方から、質疑・意見等はございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、ないということでございますので、採決を行います。再設定 1 件 2 3 筆分について、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手ということでございます。再設定 1 件 2 3 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 9、議第 2 1 号「山江村農用地利用集積等促進計画(第 2 次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議第 2 1 号について説明をいたします。総会資料の 5 6 ページをお開きください。議第 2 1 号「山江村農用地利用集積等促進計画

(第2次)に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積等促進計画(第2次)を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年5月13日提出、山江村農業委員会会長。57ページから58ページが意見書の写し、それから、59ページが総括表となっております。それから、60ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますけれども、農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は10年、公社と借り手は5年の契約となっております。今回の利用権を設定する土地の地目、面積が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件の総面積は4,035㎡でございます。

それでは、賃借権の更新設定1件3筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村の方でございます。61ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております、(内容について説明)。62ページから64ページまでに地籍図、現況写真を、65ページには調査書を添付しておりますのでご覧下さい。現地調査につきましては、事務局において確認を行っております。62ページの場所につきましては、(場所について説明)。現在は、63ページのとおり〇〇栽培がされておまして、きちんと管理されていることを確認しております。以上でございます。

議長

はい。ありがとうございます。事務局の説明が終了しましたが、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、推進委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑がないということで、採決をいたします。更新設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手ということで、更新設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の更新設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の更新設定 1 件 1 筆分について説明をいたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村の方でございます。66 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております、(所在について説明)。期間は、公社と借り手は 5 年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。67 ページから 68 ページまでに地籍図、現況写真を、69 ページには調査書を添付しております。現地調査につきましては、事務局の方で確認を行っております。67 ページの場所につきましては、(場所について説明)。現在の耕作状況の写真のとおり水稲栽培の準備がなされておるような状況でございます、きちんと管理をされていることを確認してきております。以上でございます。

議長 はい。ありがとうございます。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ありませんでしょうか。特にないようであれば、推進委員の方から、質疑・意見等はございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい。それでは、採決をいたします。更新設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手ということで、更新設定 1 件 1 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程 10「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について

○遊休農地解消作業について

議長

それでは、遊休農地解消作業をするということで、よろしくお願いたいと思います。次に日程 1 1「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。
○農地の情報提供

議長

はい。他に、何か質疑ありますか。

(なしの声)

議長

それでは、ないようでございますので、日程 1 2「閉会」に移ります。以上を持ちまして、農業委員会 5 月期総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和 6 年 5 月 13 日(月)午前 9 時 54 分終了

議長_____

委員_____

委員_____